

## 仕様書

### 1. 件名

令和7年度「江戸」を感じる日本各地の観光の魅力発信ウェブサイト制作・運営管理業務委託

### 2. 目的

歌舞伎や相撲、浮世絵や茶道など多彩な文化が花開き、今も息づく有形・無形の江戸の歴史・文化は、東京の貴重な魅力であり、主要な観光資源でもある。一方で、江戸時代の参勤交代や物流の発達により、日本各地にも江戸時代の文化や影響を感じられる観光地が多数存在している。そこで、このような「江戸」をキーワードとした日本各地の歴史・文化観光資源の魅力を、ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）において、外国人にわかりやすい観点から一覧性をもって広く海外に発信することで、多彩で奥深い「江戸」の国際的な認知度を向上させ、その魅力を強く打ち出していく。

本事業では、欧米豪市場の外国人旅行者に対して、江戸の歴史・文化を感じられる観光スポットを主なコンテンツとして構成するウェブサイトを新規構築してプロモーションに活用していく。このことで、タビマエにおいて東京から日本各地への周遊旅行を促すとともに、タビナカの外国人旅行者に対する日本各地の訪問促進を図る。

### 3. 契約期間

令和7年5月26日から令和8年3月31日まで

### 4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 5. ターゲット市場・層

対象市場：欧米豪

ターゲット層：対象市場における一般市民（在日・海外在住含む）を主なターゲットとし、  
サムライや刀剣、着物といった日本の歴史や伝統文化を題材にしたゲームやアニメ、  
ドラマ、映画等のポップカルチャーやサブカルチャーに関心を持つ層まで幅  
広く含むこと。

### 6. ウェブサイト公開時期

令和7年11月末まで（予定）

但し、ウェブサイト公開以降も必要に応じて、加筆修正等を行うこと。

### 7. 使用言語

英語

## 8. 全体運営

### (1) 全般について

受託者は、「2.目的」に基づき、公平な視点と専門的な知見を踏まえて事業を実施すること。

ウェブサイトのコンテンツ制作に当たって、取材・調査、制作、撮影及び画像素材手配、掲載許可に係る手続き、翻訳、掲載までの一連の業務を受託者が実施すること。また、各過程において財団との確認を経ること。

尚、財団の確認前に必ず受託者内における確認を経て、スペルミスやテキスト・画像の貼り間違い等の単純な誤りのない状態としておくこと。

### (2) 実施体制及び進行管理

ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ. 緊急時の対応フロー・連絡体制図を作成した上で、事業全体の運営管理を行うこと。

ウ. 各業務の詳細な年間スケジュール及び進捗管理表、作業フロー・体制図を作成し、財団の承認を得た上で、遅滞なく実施すること。内容に変更が生じた際は、速やかに調整をはかること。事業進捗を財団と適切に共有し、月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。

### (3) 監修

ウェブサイト全体のコンセプトや構成、掲載情報に係る時代考証について、歴史学者等の専門家の監修を受けること。専門家の選定、監修の依頼及び必要となる調整業務も業務に含むものとする。

「9（1）（ア）日本各地の観光スポット情報」の確認は原則として、各自治体が実施するが、本専門家の協力を仰ぐ場合がある。

### (4) 情報収集及び確認

ア. ウェブサイト制作におけるテキストは原則日本語で用意し、財団の確認をとること。英語でテキストを制作する場合は、適切な日本語訳を用意すること。

イ. 掲載情報は受託者の責任において、事実確認を行うこと。

ウ. 必要に応じて、都以外の自治体や掲載施設に対して、掲載情報の確認及び連絡調整を行うこと。確認に際して、事前に確認内容やスケジュールを示す等、円滑な進行のための準備調整を行うこと。また、スケジュールは十分に余裕を持たせること。

エ. 外部への確認内容は逐次記録に残して整理・保管すること。また、情報収集において知り得た連絡先は適切に管理すること。

オ. ウェブサイト公開後の運営管理において、掲載情報に変更があった場合は、数字や文字情報の修正、リンク先の確認等の軽微な修正に対応すること。

### (5) 原稿作成・編集、翻訳及び表現・表記の統一

ア. 原稿の作成は、英語ネイティブで、観光情報または類似するテーマにおける十分なライティング実績を有するライターが行うこと。

イ. 編集は、英語ネイティブまたは同程度の語学力を有し、観光情報または類似するテーマの英語媒体において十分な編集経験・能力のある者が行うこと。

ウ. 英語と日本語のネイティブまたはバイリンガル能力を有する者（当該ライターとは異なる

る者）が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。さらに、ウェブサイト掲載後のレイアウトを確認し、文字化け、レイアウト崩れ、不適切な改行位置等の不具合があれば、修正すること。

- エ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェック・修正すること。
- オ. 翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェック・エッカーの変更を要請することがある。
- カ. 各自治体や施設等の公式サイト等を参照し、正しい表現・表記で統一すること。特に固有名詞の記載及び正確な意味の伝達に加え、公式サイトにおいて観光の魅力を伝えるためにふさわしく、且つ自然な表現にすること。
- キ. ウェブサイト公開後の運営管理において、固有名詞や単語の修正等、軽微な修正に対応すること。

#### （6）画像素材の手配について

ウェブサイトに掲載する画像（静止画・動画）については、原則として使用期限のない素材を使用すること。万一、第三者が権利を有する等、使用期限がある場合は、契約期間から3年間（令和10年3月31日まで）の使用を目安に必要な許諾・手続きを行うこと。

掲載にあたって版権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は委託費に含むこと。尚、一部財団及び各自治体からの提供も想定しているが、より訴求力のある画像があれば個別に手配を行うことも妨げない。

### 9. 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的且つ円滑に実施・運営すること。

#### （1）ウェブサイトの制作及び運営管理

以下の記載を踏まえて、ウェブサイトの新規制作及び運営管理を行うこと。

##### ア. コンセプト

全国各地の「江戸」に関わる歴史・文化観光資源等について掘り下げ、これに関連する各地の観光スポットを紹介することにより、東京と日本各地の相互送客を促す。歴史的な事象に偏ることなく一般的な旅行者が分かりやすい表現を使用すること。旅行者の興味・関心の視点に立って江戸との関わりについてストーリー性をもってPRし、周遊観光を促進する。

##### イ. サイトマップの制作及びサイト構築

観光スポット情報を主要コンテンツとして、効果的にその魅力をPRできるサイト構成によるサイトマップを制作すること。閲覧者が知りたい情報にたどり着きやすく、また閲覧者の興味関心を喚起することができるなど、サイト内の回遊性の向上を目指して、ユーザビリティの高いウェブサイトを構築すること。

## ウ. コンテンツ制作

日本各地の観光スポット情報を中心として、観光 PR に適した魅力あるコンテンツを作ること。

### (ア) 日本各地の観光スポット情報

・件数：100 件

・掲載方法：46 道府県（東京を含まない）につき原則として、各 1 ページ以上（計 46 ページ以上）制作し、スポット情報を載せること。各ページにおいて複数のスポットを掲載することも可とする。また、ページ構成は道府県に限らず、サイトマップ及びコンテンツの見せ方を踏まえて工夫すること。

・ロケーション：日本全国（東京は含まない）

・選定について

① 受託事業者が推薦するスポット及び 46 道府県から掲載スポットの推薦を受ける。

② 受託事業者及び各道府県より推薦されたスポットからサイト構成やコンセプトを踏まえて、1 自治体 1-3 件程度選定すること。

但し、「江戸」とつながりのある徳川家は江戸の歴史・文化とも深いかかわりがあることから、徳川家由来の地、直轄地等の政令市は多めに選定を行うこと。

自治体の希望や意向を踏まえ、各自治体と協議の上、財団が最終選定をおこなうものとする。

③ 各スポット情報を掲載したページを作成。ファクトチェックを実施した後、財団の確認を経て、掲載内容の確認を各自治体に依頼。必要な連絡調整、修正業務に対応すること。

④ 100 件のうち、半数程度は、国交省「美しい日本の歴史的風土 100 選」や、自治体公式観光サイト等から「江戸」との関わりがあるスポット選定を行い提案すること。

・掲載内容

以下の①から④を踏まえて、外国人旅行者が「行ってみたい」と思う内容と掲載方法を工夫して制作すること。

#### ①概要文（スポット紹介）

外国人旅行者に訴求力のある内容をもって、スポットを紹介すること。紹介文においては、江戸の関わりも説明すること。

外国人旅行者が興味関心を喚起する目線で見どころや楽しみ方等も取り上げること。

文字数は、400words 程度を想定しているが、より魅力的な構成を踏まえて調整可。

#### ②基本情報

訪問時に必要となる営業時間、アクセス方法等を施設等に確認の上、正しく掲載すること。原則、公共交通機関を利用するものとする。東京からのアクセス情報も含むこと。また、周辺の観光を促す情報も積極的に掲載すること。

### ③画像

外国人旅行者の視点に立ち、訴求力のある画像を掲載すること。また、可能な限り、観光地の特徴を象徴する最新の画像であること。

当該スポットのある地域の魅力や、四季の彩りが伝わる画像もあわせて掲載することが望ましい。

### ④関連リンク

- ・サイト内リンク：親和性の高いコンテンツ閲覧を促すため、適切なページリンクを掲載すること。
- ・サイト外リンク：スポット所在地の自治体が運営する観光公式サイトへのリンク等、閲覧者にとって有益な情報を得られるページリンクを掲載すること。

#### (イ) その他のコンテンツ

「2. 目的」を踏まえて、上記観光スポット情報をより魅力的にPRするために効果的なコンテンツを制作すること。また「イ. サイトマップの制作及びサイト構築」において必要となるコンテンツを全て制作すること。

##### (参考例)

- ・「江戸」と各地をむすぶ歴史的背景をストーリー性をもって伝えるコンテンツ
- ・東京と各地のスポットを周遊するルート紹介
- ・東京と各地の距離感や位置関係を伝える視認性の高いマップ
- ・史跡だけでなく、現代に通じる「江戸」を体感できるスポットの紹介
- ・スポット情報に関連性のある文化体験やアクティビティの紹介
- ・「江戸」をテーマとした食文化の紹介
- ・「江戸」の歴史文化についての旅行者目線の説明・ガイド

#### エ. ウェブサイトのデザイン・レイアウトについて

外国人旅行者にとって訴求力の高いモチーフを選定し、画像素材とテキストのバランスを適切に配置する等、観光PRサイトとして魅力的なデザイン・レイアウトとすること。世界的な最新トレンドの要素を取り入れてデザインすること。

尚、財団が別途運営する観光サイト等へのリンクバナー掲載を予定しているため、必要なスペースを確保すること。カルーセルによる掲載も可とする。掲載に当たって、サイズ等必要な調整を行うこと。

#### オ. 閲覧者環境

PC、スマートフォン及びタブレット端末等の一般的なブラウザで正常に動作する閲覧者環境を設定すること。ヴァージョンアップ等の最新動向も注視し、適切に対応すること。

#### カ. 各ページ公開・更新日の掲載

対象ページは財団と協議の上、決定する。

#### キ. その他、参考

日本政府観光局（JNTO）が公表している「外国人旅行者を魅了するウェブサイトの作り方」(\*1)も参考にすること。

( \* 1 ) [https://www.jnto.go.jp/assets/pdf/projects/regional-support/digital/JNTO\\_WebsiteProductionManual\\_2018.pdf](https://www.jnto.go.jp/assets/pdf/projects/regional-support/digital/JNTO_WebsiteProductionManual_2018.pdf)

## (2) ウェブサイト内検索機能の設置

- ア. 前項「(ア)日本各地の観光スポット情報」検索機能  
旅行者目線のキーワード設定等により、「行きたい」「行ってみたい」観光スポット情報を検索できる機能を設置すること。
- イ. ウェブサイト全体の検索機能  
Google カスタム検索及び Google Maps Platform 等を用いウェブサイト内全体の検索機能を設置すること。

## (3) システム・サーバー等の用意と運営管理

- ア. 新たにサイト用のドメインの取得と管理を行うこと。また DNS (プライマリ・セカンダリ) サーバーを用意し、管理運用を行うこと。
- イ. ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。
- ウ. ウェブサイトの複数年の運用を想定し、情報の追加更新も踏まえて適切な容量のサーバーを用意すること
- エ. サーバーを設置するデータセンターは、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- オ. 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- カ. システム等 (パッケージ等) の定期的なプログラム修正 (操作性の改善や修正等軽微なもの) を行い、原則として、常に最新のバージョンとすることとし、その費用は委託料に含めるものとする。
- キ. 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- ク. 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用するここと。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- ケ. サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- コ. サイト全体に対して、SSL を設置すること。
- サ. ウェブサイト構築においては CMS を導入し、効率的にウェブサイトの構築を行うこと。  
CMS 選定にあたっては、利点・欠点を明確にして複数案を提示した上で、財団の承認を得て決定するものとする。選定した CMS により、安全で安定した運用と高いセキュリティレベルを維持するために、必要な対応を適宜行うこと。障害発生時には、本件受託者が責任をもって対応し、安定した運用ができる状態に復旧すること。

- シ. ウェブサイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS等）は、適宜、最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に報告の上、必要な対応を行うこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- ス. GDPR（EU一般データ保護規則）及び個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約に則り、必要に応じてクッキーポリシーの更新作業（日・英）を行うこと。作業にあたっては、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。
- セ. 別紙「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。

#### （4） その他の留意事項

- ア. 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
  - (ア) 財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
  - (イ) また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- イ. ウェブサイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- ウ. 上述のコンテンツ作成に当たり、各施設等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- エ. 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、対応方針を決定すること。
- オ. ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全てのコンテンツは、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- カ. コンセントツールとして One Trust (\*2) を導入すること。なお、ツールのライセンス費用・相談費用は委託料には含めないものとする。  
(\*2) <https://cookie.bizrisk.iij.jp/function>
- キ. 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。また、汎用性のあるサイトを構築するとともに、権利関係や特殊な費用の発生等が生じないように留意すること。業務引継ぎに係る経費は、委託費に含まれるものとする。

#### （5） 効果測定及び報告、サイト改善施策

- ア. ウェブサイトアクセス集計・分析・報告  
Google Analytics と Google Search Console 等を使用し、以下を参考に適切な項目を設定

して、毎月アクセス集計及び分析を行い、財団に報告すること。

#### 【項目（想定）】

月間ページビュー（以下「PV」という。）数及び年間累積PV数、ユニークユーザー数、ユーザー数（新規・リピーター）、セッション数、地域別アクセス状況、閲覧端末比率、ページ別アクセス状況（PV数、平均ページ滞在時間、エンゲージメント率等）、各流入元及び参照サイト（セッション数、セッション時間、エンゲージメント率等含む）、検索キーワード（クリック数、表示回数、CTR、掲載順位等含む）

- イ. アクセス集計・分析において、ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に報告するとともに状況を調査し、適切に解決・改善の対応をとること。
- ウ. 各種報告においては、数値等の根拠となる資料（確認時の画面キャプチャ等）を示し、正しく報告すること。各種報告数値確認時は受託者側でのダブルチェック等、確認時の業務フローを事前に定め、財団に共有の上で、適正に実施すること
- エ. アクセス解析結果を踏まえ、ユーザビリティの向上を図るため、情報へのたどりつきやすさ、サイト内回遊率、滞在時間、オーガニック流入の向上を図ること。重視すること。  
SEO対策などアクセス件数の向上に関しては、実施すること。

#### （6）目標値（KPI）の設定について

月間・年間PV数、1人当たりの平均エンゲージメント時間、セッション数等、サイト運営に有効な年間目標値（以下「KPI」という。）を設定し、その達成を目指して、魅力あるウェブサイト制作・運営を行うこと。KPI達成状況は、上記「ア ウェブサイトアクセス集計・分析・報告」とあわせて毎月報告すること。

#### （7）オンライン広告配信

- 「2.目的」を踏まえて、ウェブサイトへの誘引を目的としたオンライン広告配信を行うこと。
- ア. 配信期間：ウェブサイト公開後1-2か月程度
- イ. 配信対象：欧米豪市場を対象として、現地旅行者の動向を踏まえて、効果的な配信対象を具体的に設定すること。
- ウ. 広告配信用のバナー等必要な素材を作成すること。
- エ. KPIを設定し、その達成に向けて、配信プランを設定し、実施すること。前項の報告とあわせて、適宜実施状況を財団に報告するとともに、より効率的な配信のための改善を可能な限り行うこと。
- オ. その他：SNS広告も可とする。

#### 10. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りではない。

## 11. 秘密の保持

- (1) 受託者は、「10. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (2) 「10. 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 12. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、「10. 第三者委託の禁止」の規定により再委託された場合の再委託先またはそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用または包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、または受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用または包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。
- (8) 本事業で制作した全ての納入物は、東京都が広報目的等で利用することがある。

## 13. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 14. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」(\*3) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(\*4) に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり「10. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(\*3) [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

(\*4) [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 9. (1) で受託者が収集する担当者の情報（氏名、性別、メールアドレス）
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(\*5) に定められた事項を遵守すること。

(\*5) [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx)

また、「10. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）が望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア. 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

## 15. 完了報告と契約代金の支払いについて

- (1) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4 版、横書きカラー、Microsoft PowerPoint で作成の上、データを CD-R または DVD-R で 2 枚納品すること。

※一覧資料等を Microsoft Excel 等で作成する場合には別紙として添付すること。

- (2) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の 財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求

書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

## 16. 契約更新

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するにあたって財団において評価会を実施するため、財団の指示に従って業務報告書を提出し、評価会に参加すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新にあたっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

## 17. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

公益財団法人東京観光財団  
観光事業部 観光事業課  
担当：原・川上